

令和7年度第2回岡山県医療対策協議会（書面開催）において寄せられたご意見及び事務局の考え方

No.	御意見	事務局の考え方
1	内科でのカイネタイザーは「診療所の運営に必要な医療機器等」に該当するのか。	標榜する診療科を内科としていますが、怪我などの外科的処置やリハビリ機器を用いた物理療法も実施しており、「診療所の運営に必要な医療機器等」に該当すると判断しています。